明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○環境省組織令の一部を改正する政令（五五）　二
○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（五六）　二

〔省　令〕

○救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（**文部科学・厚生労働**一）　二

〔規　則〕

○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―一二三―一五）　三

〔告　示〕

○戸籍が滅失した件（**法務**九九）　三
○除籍が滅失した件（**同**一〇〇、一〇二、一〇三）　三
○除籍の一部が滅失した件（**同**一〇一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**三八六～三九三）　四
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示（**経済産業**四七）　六
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する告示（**国土交通**一九〇）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**三八、三九）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**四〇～四四）　七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一二、一三）　七
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**三五）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**三七、三八）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**二六、二七）　九
○自動車専用道路を指定する件（**同**二八）　九
○道路に関する件（**九州地方整備局**四四～四六）　九
○道路に関する件（**北海道開発局**三二）　九

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　一〇
裁判所　二
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第五五号）（環境省）

1　環境省大臣官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（本則関係）

2　環境省大臣官房に置かれる参事官（環境省組織令附則第五項及び第六項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三一年三月三一日まで置かれるものとすることとした。（本則関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（総務省）

1　消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を引き上げることとした。（第三条及び別表関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。